高知市ネーミングライツパートナー募集要項
（施設特定型二次募集）

１　目的

高知市（以下「市」という。）が保有する別紙１の施設等について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利です。

パートナーとは、施設名等に愛称を付与する権利を有する者をいいます。

本要項は、募集について必要な事項を定めたものです。

２　募集の概要

(1)　募集対象施設等及び主な条件

［別紙１］募集対象施設等一覧（二次募集）をご確認ください。

※　最低希望金額は、消費税及び地方消費税を含みます。

(2)　ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する年間金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。

※　ネーミングライツパートナー申込書（様式第３号）において、ネーミングライツ料が最低希望金額を下回ったとしても応募は可能となります。

(3)　愛称の使用開始予定日

令和９年２月１日開始予定

(4)　命名に伴う留意事項

ア　パートナーは、当該施設等に愛称を付与することができます。ただし、施設等の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

イ　パートナーが命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ　パートナーは、パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等で表示することができます。

エ　利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は認めません。

オ　愛称が定着するまでの期間は、正式名称を併記する場合があります。

カ　次に該当するものは愛称として使用することができません。

(ア) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

(イ) 人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの

(ウ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はその恐れのあるもの

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの

(オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(カ) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害する恐れのあるもの

(キ) その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

キ　付与名称の条件については、［別紙２］募集対象施設等の概要（二次募集）に記載する施設ごとの「特記事項」を必ずご確認ください。

(5)　契約期間

契約期間は、原則２年８か月（一部施設は１年２か月）とします。

詳細は［別紙１］募集対象施設等一覧（二次募集）をご確認ください。

(6)　募集対象施設等の概要

［別紙２］募集対象施設等の概要(二次募集)をご確認ください。

(7)　愛称掲示場所等及び費用負担等について

ア　愛称が掲示される看板等について

(ア) 表示の変更等は、愛称の使用開始日から可能となります。

(イ) 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととし、看板等の追加設置については、施設所管課等との相談によるものとします。

(ウ) 表示変更等に当たっては、高知市屋外広告物条例及び施行規則、高知市屋外広告物取扱規程に則って行うとともに、変更前に表示内容を市に提示し、確認を受ける必要があります。

(エ) 表示可能なのは愛称等であり、広告の表示・掲示はできません。

イ　印刷物等の掲載について

(ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

ウ　費用等の負担

市とパートナーの費用負担は次によるものとし、パートナーは当該費用について、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※１）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

※１　市は、表示変更に係る民間事業者等の紹介等を行うことができません。
パートナーご自身で交渉の上、ご対応いただきます。

３　応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある法人とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者

(2)　ギャンブル（公営競技及び当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づく宝くじを除く。以下同じ。）に関する事業等を営む者

(3)　たばこに関する事業等を営む者

(4)　占い、運勢判断等に関する事業等を営む者

(5)　債権取立て、示談引受け等に関する事業等を営む者

(6)　個人輸入代行等に関する事業等を営む者

(7)　貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業のうち、消費者金融、事業者金融、不動産担保ローン等を専ら営む者

(8)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業等を営む者

(9)　特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引を行う事業等を営む者

(10)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者

(11)　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第４条各号のいずれかに該当する者

(12)　利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業等を営む者

(13)　法令等に違反している者

(14)　法律の定めのない医療類似行為を行う者

(15)　興信所、探偵事務所等を営む者

(16)　行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない者

(17)　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業等を営む者

(18)　応募時点で市から指名停止措置等を受けている者

(19)　市町村税、都道府県税及び国税を滞納している者

(20)　政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第３条第１項に規定する政治団体及びこれに類する団体

(21)　宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する宗教団体及びこれに類する団体

(22)　その他市長がパートナーとして不適当であると認める者

4　申込方法

(1)　提出書類

ア　ネーミングライツパートナー申込書（様式第３号）

イ　添付書類

添付書類一覧	
①	地域貢献等に対する支援実績等（様式第４号）
②	法人概要
③	直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
④	法人の登記事項証明書 ※申込書提出日時点で発行から３か月以内のもの（写し可）
⑤	市町村税に滞納がない証明書、都道府県税に係る納税証明書及び国税に係る納税証明書（証明書の種類：その３） ※申込書提出日時点で発行から３か月以内のもの（写し可）
⑥	愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
⑦	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第５号）

【留意事項】

・ ⑤の国税に係る納税証明書について、証明が必要な税目は次のとおりです。
　法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）

・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

・ 提出された書類は返却しません。

・ 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）に基づく情報公開請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。

・ 申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。

・ 申込書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更することはできません。

(2)　提出部数

１部

※ ２施設以上に申込みする場合は、申込施設ごとに提出書類（申込書及び添付書類）をご提出ください。

(3)　提出方法

持参、書留郵便又は記録が残る送付方法での郵送

(4)　申込書等の提出期間及び場所

ア　提出期間　**令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 13 日（金）まで（必着）。**
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時 00 分から午後４時 30 分までとします。

イ　提出場所　高知県高知市本町五丁目１番 45 号　高知市役所本庁舎４階
高知市財務部財産政策課

５　選定方法等

(1)　優先交渉権者の選定方法

申込締切後、ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提案された名称、契約金額、契約期間、企業等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者（※）を選定します。

応募者が１者のみの場合も、選定委員会において審査します。

選定委員会による審査の結果、市の判断で優先交渉権者を選定しない場合があります。

※　優先交渉権者…選定委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より優れた提案をしたとして選定された者

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア　審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

イ　応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

ウ　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

エ　申込書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。

オ　その他不正な行為があったとき。

(2)　審査項目及び審査内容

選定委員会は、次の視点及び配点で審査することとします。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	愛称	・市民にとっての親しみやすさ、呼びやすさ等 ・施設等の設置目的や性格との整合性	20
2	ネーミングライツ料	・応募金額及び金額の妥当性	40
3	付帯提案	・当該施設等の維持管理、環境美化につながる提案	10
4	応募の趣旨	・応募の趣旨や目的 ・魅力向上等に関する市への提案	10
5	経営の安定性	・経営の状況、安定性 ・ネーミングライツ料の支払能力	5
6	社会貢献	・社会貢献や地域活動の理念 ・活動実績	10
7	地域性	・高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有しているか。	5
合　計			100

(3)　パートナーの決定

選定委員会による審査の結果を踏まえ、市長がパートナーを決定します。

(4)　審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者にネーミングライツパートナー採用（不採用）決定通知書により通知します。

(5)　公表

契約締結後、広報あかるいまち及び市のホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。合わせて、選定委員会での採点結果（総得点）を、パートナー以外の応募者を匿名とした上で、市のホームページにて公表します。

※　優先交渉権者の発表等、途中経過については公表しません。

※　募集対象施設等毎の応募状況及び提案の内容等については公表しません。

【市が実施を予定している愛称の周知（広報）活動】

ア　マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知

イ　市ホームページ（施設ホームページ、施設所管課ホームページ等）への掲載

ウ　市が発行する広報紙（広報あかるいまち）等での周知

６　実施スケジュール

日　　程	内　　容
令和８年 10 月 30 日（金）	パートナー募集開始
令和８年 11 月 13 日（金）	申込書等の提出期限
令和８年 11 月下旬	選定委員会開催による優先交渉権者の選定
令和８年 12 月上旬	審査結果の通知
令和９年１月上旬	契約締結、愛称等の公表
令和９年２月１日（月）　予定	愛称の使用開始

７　契約の締結及び更新

(1)　契約の締結

市とパートナーでネーミングライツ導入に必要な事項を協議の上、ネーミングライツパートナー契約を締結します。

(2)　契約の更新

ネーミングライツパートナー契約の期間終了後、パートナーが契約更新を希望する場合は、パートナーが優先的に交渉することができる優先応募権を持つものとします。この場合も、パートナーは、市が募集要項で定める応募に必要な書類を提出し、選定委員会における審査や契約内容の協議を経た上で、パートナーとして更新できることとします。

８　ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、毎年度当初に本市が発行する納付書により、納付期限までに当該年度分（４月から翌年３月分まで）を一括してお支払いただきます。

年度の途中から契約を開始する場合には、本市が発行する納付書の納付期限（契約締結後 20 日以内）までにその年度分の支払額（年額契約額を月数に応じて按分）を一括してお支払いただきます。

９　契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はパートナーの負担となり、既に納付されたネーミングライツ料があった場合、契約満了前であっても返還はされません。

(1)　パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

(2)　パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(3)　提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

10　その他

(1)　愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2)　愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア　愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ　市はロゴ等を無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ　第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(3)　この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(4)　不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

11　問合せ先

高知市財務部財産政策課

住　所	〒780-8571　高知県高知市本町五丁目１番 45 号 高知市役所本庁舎４階
電　話	088-802-5688
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	kc-051700@city.kochi.lg.jp